

地方独立行政法人広島県立病院機構 年度業務実績に関する評価の実施要領

地方独立行政法人広島県立病院機構評価委員会

地方独立行政法人法（以下「法」という。）第 28 条の規定に基づき、地方独立行政法人広島県立病院機構（以下「法人」という。）の設立団体の長である広島県知事が、毎事業年度終了時に行う業務実績評価（以下「評価」という。）を実施するにあたっては、「地方独立行政法人広島県立病院機構業務実績評価方針」に基づき、以下の要領で行う。

1 評価の分類

（１）項目別評価

ア 小項目評価

年度計画に規定される小項目について、次項に記載のとおりの手順で評価を行う。

イ 大項目評価

年度計画に規定される大項目について、小項目評価をもとに次項に記載のとおりの手順で評価を行う。

（２）総括評価

広島県知事は項目別評価をもとに、各事業年度における業務全体の実績に係る評価を次項に記載のとおりの手順で行う。

2 評価の手順

（１）小項目評価

法人は、各事業年度終了後 3 ヶ月以内に、年度計画に定めた各小項目について（表 1）を目安に 5 段階で自己評価を行う。年度計画値の記載が無い項目は、実績をもとにして可能な限り定量的に評価を行い、小項目以下の細目をもとに小項目の自己評価を行う場合は、各細目ごとに評価値を出し、それらを法人が総合的に判断して小項目評価を出す。その後、それらを取りまとめて「業務実績報告書」を提出する。このとき、自己評価は病院の自己点検に基づいて、法人として行う。

広島県知事は業務実績報告書に記載された法人による自己評価に基づき、当該事業年度の年度計画に定めた各小項目について（表 1）の基準に従い 5 段階で評価を行う。

このとき、当該事業年度における中期目標の進捗状況を調査するとともに、業務実績について総合的な視点から評価する。またその際、（表 1）の基準に沿って判断を行うが、特

筆すべき小項目評価や考慮する事項があるために（表１）の基準に沿わない場合は、別に判断理由を記載する。

（表１）

評価値	評価の基準と目安
評価５	年度計画を大幅に上回って実施している。（年度計画値の 120%以上）
評価４	年度計画を上回って実施している。（年度計画値の 100%以上 120%未満）
評価３	概ね年度計画通りに実施している。（年度計画値の 90%以上 100%未満）
評価２	年度計画を十分に実施していない。（年度計画値の 70%以上 90%未満）
評価１	年度計画を大幅に下回っている。（年度計画値の 70%未満）

（２）大項目評価

広島県知事は、小項目の評価結果に基づき、大項目ごとの当該事業年度における実績について評価する。その際、（表２）の基準に沿って判断を行うが、特筆すべき小項目評価や考慮する事項があるために（表２）の基準に沿わない場合は、別に判断理由を記載する。

（表２）

評価	評価の基準
評価Ｓ	評価Ａの基準を満たした上で、特筆すべき進捗が認められる。
評価Ａ	小項目の評価値の平均が 3.5 以上。
評価Ｂ	小項目の評価値の平均が 3.0 以上、3.5 未満。
評価Ｃ	小項目の評価値の平均が 3.0 未満。
評価Ｄ	評価Ｃの基準かつ、重大な改善すべき事項がある。

（３）総括評価

広島県知事は、項目別評価の結果を踏まえ、当該事業年度における業務の実績全体に対する評価値の平均を出し、（表３）の基準に沿って記載する。また、その総括を記述式で行う。このとき、評価の判断理由とともに、法人における特筆すべき取組や成果について併せて記載する。

（表３）

評価	評価の基準
評価Ｓ	全項目が評価４以上で、かつ評価５が全体の２割を超える。 （中期計画の実現に向けて、特筆した進捗が見られる。）
評価Ａ	小項目の評価値の平均が 3.5 以上。 （中期計画の実現に向けて、計画を上回って進行している。）
評価Ｂ	小項目の評価値の平均が 3.0 以上 3.5 未満。 （中期計画の実現に向けて、概ね計画通りに進行している。）
評価Ｃ	小項目の評価値の平均が 3.0 未満。 （中期計画の実現に向けて、計画より遅れが見られる。）
評価Ｄ	評価Ｃの基準かつ、評価２以下が全項目の６割を超える。 （中期計画の実現に向けて、重大な改善すべき事項がある。）

3 地方独立行政法人広島県立病院機構評価委員会による助言

広島県知事は、これらの評価を行うにあたり、地方独立行政法人広島県立病院機構評価委員会条例第二条第二項に規定されている事項について、地方独立行政法人広島県立病院機構評価委員会から意見を聞くことが出来る。